

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の規定に基づく認定)

対象 業況の悪化している業種に属する中小企業の方

認定要件

次の各項目に該当すること。

- 1 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。
- 2 ①主たる指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で**5%以上減少**していること。
②企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で**5%以上減少**していること。
※ 主たる業種とは原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業が属する業種。
主たる業種の判定は日本標準産業分類の細分類ベースで行う。
- 3 法人本社所在地又は個人事業主の事業所が原則目黒区であること。

認定を受ける効果

- 1 信用保証協会の「経営安定関連保証」の申請が可能になります。

有担保保証	2億円
無担保保証	8,000万円

- 2 責任共有制度の対象となります。
(保証協会が80%保証)

* 決算申告書一式(原本またはコピー)の提示及び①～⑤のコピーを提出してください。

- ①確定申告書表紙(税務署受付印があるもの)
- ②損益計算書
- ③貸借対照表
- ④法人事業概況説明書(両面)(ある場合のみ)
- ⑤電子申請の場合「メール詳細」

必要書類

No.	法人	個人
1	A 申請書----- 1枚(所定の様式) B 売上高一覧----- 1枚(所定の様式)	
2	商業登記履歴事項全部証明書のコピー ※原本を提示のこと(発行日から3か月以内)	
3	決算申告書	確定申告書控(原本及びコピー) ※税務署受付印(電子申請の場合「メール詳細」)があるもの
4	主たる業種(指定業種)を営んでいることを確認できる書類 取り扱っている製品・サービス等を確認できる書類、ホームページの画面コピーなど	
5	売上高を確認できる書類 C 最近3か月分の細分類毎の月別の売上げ明細がわかるもの D Cに対する前年同期3か月分の細分類毎の月別の売上げ明細がわかるもの E 直近1年間の細分類毎の売上げ明細がわかるもの (例) R3年8月に申請する場合 ○R2年5月～R3年7月(15か月分)の細分類毎の月次の試算表又は売上台帳のコピー等	
6	許認可等を必要とする業種の場合 許可・認可・免許・登録等を証明する書類のコピー。	
7	従業員数の確認できる書類 資本金が製造業等で3億円、卸売業で1億円、小売業・サービス業で5千万円を超える場合は、「労働保険・増加概算・確定保険料申告書」、「法人事業概況説明書」のコピー等。	

認定書の発行 申請書を受理してから認定書を発行するまでに数日かかります。

問い合わせ先 目黒区産業経済・消費生活課 経済・融資係 TEL 5722-9879